

Can Do

“可能性への挑戦”

第20号 第20号



金田会計事務所通信

反発力

サッカーワールドカップ日本代表の予想外な健闘ぶりに日本中が大いに沸きました。中でも敗戦後、本田選手の「**批判する人がいなかったら、ここまでこれたかどうかわからない。応援してくれた人だけでなく、批判してくれた人にも感謝したい**」という言葉には感銘を受けました。実際、岡田監督や選手たちが受けたバッシングは相当、精神的にも辛いものであったはずですが、ハートが強いといえればそれまでですが、苦しくともしっかりとした目的観念が批判を乗り越え、チームに結束をもたらしたのであると思われま

す。経営者の中には社員や同業者からは恐れられるぐらいの強気で豪快な人がいますが、話してみますと実際は、非常に繊細で、周囲を気にかけている一面がうかがえます。会社経営では複雑な問題もしばしば起きるわけですから、他人には理解できないことも一人で多く抱えているのが普通です。しかし、それらを置いてもお客様や従業員、家族のことを想い、好きな商売のため頑張り続けた結果、経営者としての立場があるのです。仕事には失敗がつきものです。その失敗をそのまま流してしまうのか、悔しさをあふれさせ次には必ず、成功させるという反発心があるのかは天地の違いとなって現れます。また、批判する相手をののしるばかりではなく(スポーツの世界でも観客に食って掛かる人もいますが)、自身をより向上させる方向に向かうことが勝利の秘訣のようです。そのように**方向性を間違えない反発力を持っていますでしょうか？**

真剣に苦しみもがき続ける中で、究極の立場、水が沸点に達して水蒸気となるように次の新しい次元へと向かうことができます。試練を乗り越えれば成功があり、成功のあとには必ず試練が待ち構えています。人間は弱く、自己防衛本能が備わっています。できれば、困難な状況や失敗には出会いたくないものです。しかし、失敗が新たな成功と重要な決断を生むことは多くの事象が証明しています。そして、勝利が全ての問題を解決してくれます。

フランスなどの不協和音で敗退したチームもあるなか、日本代表チームのトップを任された岡田監督の強い信念と勇氣ある決断力、選手へのすばらしい統率力に心から敬意を払いたいと思います。

改正消費税法のポイントはこれだ!



平成 22 年度税制改正で自販機等の設置による消費税還付スキームを封じる消費税法改正が行われたことは既にお知らせしました。その内容が明確になってきましたので気になるポイント説明いたします。2 年前(2 期前)の課税売上が 1,000 万円未満であればその年(期)は免税事業者を選択できるはずが、出来なくなるため予想外の消費税額を支払わなければならないこともあり、要注意です。



【改正消費税法の概要】

平成 22 年 4 月 1 日以降に、免税期間中に一般課税を選択した事業者、又は資本金 1,000 万円以上の法人を設立した法人が、課税事業者の選択等が強制される期間中に調整対象固定資産を購入等した場合、その購入した日の課税期間の初日から **3 年間**、免税事業者及び簡易課税制度の適用を受けることができない。

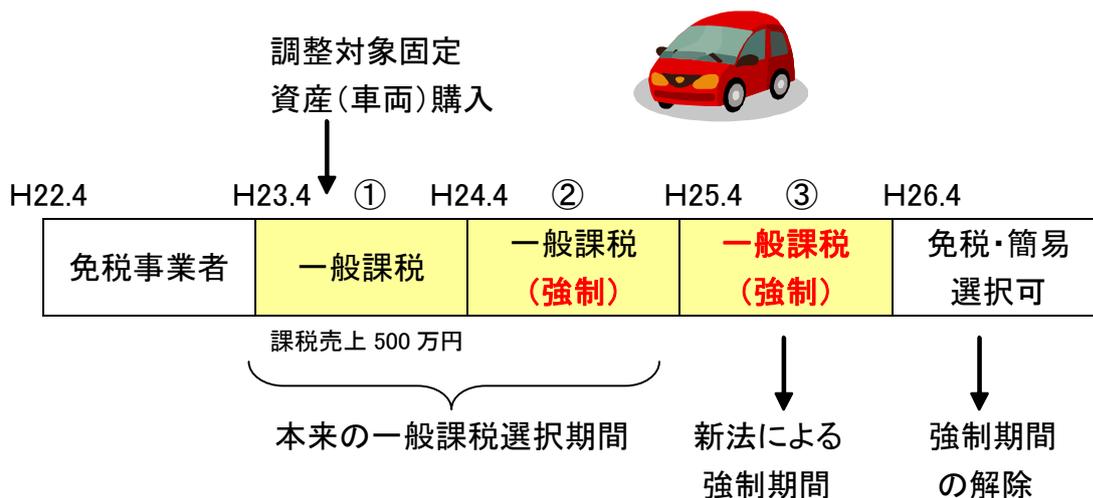
☆ 「調整対象固定資産」の購入等とは？

棚卸資産以外の資産で、取得価額 100 万円以上のものをいう。



(注) 以下の例において「**課税事業者となった**」とは免税事業者が「**課税事業者選択届出書**」を提出して自ら課税事業者となったことをいいます。

例 1) 課税事業者となった 1 期目に調整対象固定資産を購入したケース

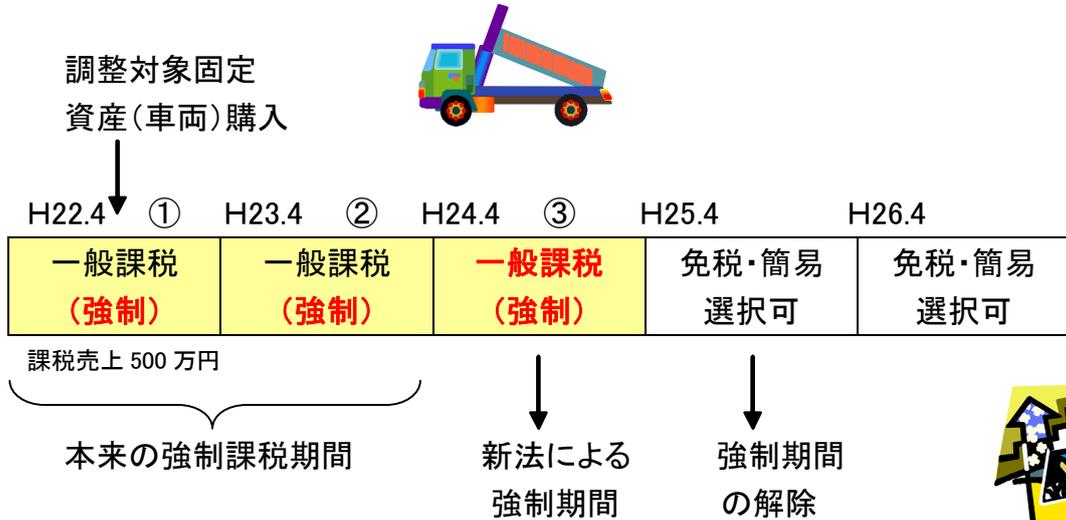


☆ H23.4.1~H24.3.31 事業年度①において課税売上が 1,000 万円未満でも H25.4.1~H26.3.31 事業年度③は免税事業者、簡易課税選択者になれない。





例 2) 資本金 1,000 万円以上の新設法人(設立 2 期間は課税事業者が強制される)が設立 1 期目に調整対象固定資産を購入したケース(法人成りによる引継ぎ取得も該当)

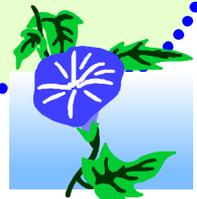


☆ H23.4.1～H24.3.31 事業年度①において課税売上が 1,000 万円未満でも H25.4.1～H26.3.31 事業年度③は免税事業者、簡易課税選択者になれない。



《チェックポイント》

- ① この規定が適用されるのは、「課税事業者選択届出書」を提出して一般課税による課税事業者になったとき、あるいは 1,000 万円以上の資本金で設立した法人の開始後 2 事業年度中に、調整対象固定資産を取得した場合のみ
- ② この規定の適用期間中(3 年間)に簡易課税の適用を受けようとして、簡易課税選択届出書を提出した場合でも、その提出はなかったものとみなされます。
- ③ 取得した調整対象固定資産を売却した場合
⇒ この規定の適用は継続される
- ④ 「課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者になるとともに、簡易課税も同時に選択した場合
⇒ この規定の適用はされない(調整対象固定資産を取得しても簡易課税だと課税仕入による還付は受けられないから)





【まとめ】

- ☆ 法人を設立する場合はこの規定に該当するかの検討を必ず行うこと！
 - ①法人設立時に資本金が1,000万円以上である場合または、②1,000万円以下であっても課税事業者の選択届出書を提出した場合で課税事業者となっている場合は、**3期目に免税事業者や簡易課税を選択することはできない可能性がある(法人成りも注意！)** ⇒ 100万円以上の固定資産を最初に取得することが多いから
- ☆ 多額の調整対象固定資産の購入で課税仕入による消費税の還付を受けた翌期以降、**売上の中に非課税売上**(居住用マンション等の家賃収入、土地の地代収入、社会保険診療報酬、教科書販売等)**がある場合**、3年後に、この3年間の平均した課税売上割合により、**1期目に還付を受けた消費税を納税することが起きるので要注意!**
 - ⇒ 調整対象固定資産に係る仕入税額控除の調整



繰り返しますが、今回の消費税法の改正はあくまで、課税事業者選択届出書を提出した場合、1,000万円以上の資本金で設立した法人に対しての規定ですので、ご注意ください。なお、個別の要件についてはお気軽にご相談下さい。また、内容についてはわかりやすくするため一部表現を変更して記しています。



当事務所は8月12日(木)～8月16日(月)迄
夏期休暇とさせていただきます。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お気軽にご相談下
さい。

金田会計事務所

〒541-0052

大阪府中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階(1階阪急そば)

TEL(06)6264-3328 FAX(06)6264-3329

E-Mail: kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp

URL: <http://kaikei.asia/>

